

一宮市告示第349号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第3項の規定による届出があったので、同条第4項及び一宮市会計に関する規則(昭和40年一宮市規則第12号)第17条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年7月21日

一宮市長 中野 正康

- 1 届出のあった指定納付受託者
株式会社トラストバンク
- 2 変更後の事務所の所在地
東京都港区北青山二丁目14番4号